

議第8号

令和5年度京都市農業集落排水事業特別会計予算

令和5年度京都市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ184,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

令和5年2月16日提出

京都市長 門川大作

2 農業集落排水

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 480
	1 分 担 金	480
2 使用料及び手数料		4,282
	1 使 用 料	4,282
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
4 繰 入 金		121,215
	1 一 般 会 計 繰 入 金	118,600
	2 基 金 繰 入 金	2,615
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		21
	1 雑 入	21
7 市 債		58,000
	1 市 債	58,000
歳 入 合 計		184,000

歳 出		
款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		184,000 <small>千円</small>
	1 農業集落排水事業費	161,384
	2 公 債 費	22,116
	3 予 備 費	500
歳 出 合 計		184,000

第2表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業集落排水事業整備費	58,000 <small>千円</small>	証券発行(他の公共の金を含む)又は借入(地方公共団体共同)の方法による。	8.0以内 ただし、直借式で借り入れられ、その後直率見直しを行う場合は、当該の利率を直率見直し後の利率とする。	起債の日から期間満了日まで、元金均等に償還する。ただし、償還の都合により、償還額を繰上り償還することとする。

--